

社長のための勉強

令和3年9月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

相続税・贈与税の一体化

令和3年度税制改正大綱で相続税・贈与税のあり方について、「諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税することにより、意図的な税負担回避も防止されるような工夫が講じられており、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて検討を進める」とされ、その後の動きが注目されています。

例えば、アメリカやイギリスでは相続による財産と過去に受けた全ての贈与の合計額が課税の対象となります。また、ドイツやフランスでも相続による財産と一定期間に受けた贈与の合計額が課税の対象となります。どちらも資産を譲るタイミングにかかわらず、一定期間の相続や贈与に関して累積して課税するなど、税負担の回避を防止する仕組みが構築されています。

日本でも諸外国のように相続税と贈与税を一体化することで、意図的な税負担の回避が行われないようにする動きが今後加速する可能性があります。

相続税と贈与税が一体化されると、生前贈与で財産を取得した人と、相続で財産を取得した人で税額が異なることが無くなります。つまり、暦年贈与（非課税枠 110 万円/年）による節税対策が出来なくなる可能性があるということです。

コロナ終息後は財源確保のため増税が必要不可欠です。国民感情を考慮しても理解を得やすい資産家や高所得者といった富裕層への相続税や贈与税の増税が、先ず実行されると思われれます。今後の動きに注目です！

先ずは、今年中に暦年贈与をされては如何でしょうか？ご検討下さい。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office